

Title

ポール・リクールにおける贈与としての赦し ——与える者と受け取る者の間で

Name

大田 彩香

抄録

赦しは、第二次世界大戦以降、多様な領域で論争の的となってきた概念の一つである。その代表的な論者であるジャック・デリダ Jacques Derrida (1930–2004) が赦しの不可能性を主張したのに対し、非商業的な交換としての「困難な赦し」を論じ、挑戦を投げかけたのがポール・リクール Paul Ricœur (1913–2005) であった。果たしてリクールは、デリダが不可能な赦しを主張する上で否定的に論じた「贈与」をどのように再解釈し、赦しの可能性を残そうとしたのか。先行研究においても、リクールが赦し論に贈与概念を導入したことの意味や、それが彼の赦し論全体に与えている影響については、検討の余地が残されている。本論では、リクールの赦し論の中で、贈与が赦しの行為者の関係性を焦点化していることを明らかにする。彼にとって贈与とは「与えること」と「受け取ること」という交換である。リクールは、贈与において「相互性」に着目し、行為者の「間」に着目することで、この不等価な交換を支える「感謝」の存在を重要視する。感謝は、満ち溢れの論理に基づいたアガペーの領域に位置付けられる。分析を通して、赦しを与える者と乞う者が、アガペーの領域において互いにとって相互的かつ代替不可能な「与える者」と「受け取る者」として捉えられている点に、リクールの独自性があることを明らかにする。

キーワード：赦し、リクール、贈与、愛、相互性

Title

Paul Ricœur's Concept of Forgiveness as a Gift: Between the Giver and Receiver

Name

Ayaka Ota

Abstract

Since World War II, the concept of forgiveness has been one of the most controversial topics across diverse fields. While Jacques Derrida (1930–2004), one of its leading exponents, asserted the impossibility of forgiveness, Paul Ricœur (1913–2005) challenged this viewpoint by discussing the notion of “difficult forgiveness,” as a type of non-commercial exchange. In this regard, how did Ricœur reinterpret this “gift” (i.e., Derrida’s claim of impossible forgiveness) to preserve the possibility of forgiveness? In previous research, Ricœur’s concept of this gift and its impact on his theory of forgiveness remains open to investigation. Thus, this study clarifies this gift by focusing on the relationship between the actors in forgiveness. Specifically, for him, a gift is an exchange between the “giver” and “receiver.” By focusing on the “mutuality” in this gift between the actors, Ricœur emphasizes the existence of “gratitude” that supports this inequivalent exchange. Here, gratitude is positioned within the “regime of agape,” based on the logic of superabundance. Through this analysis, the study argues that Ricœur’s uniqueness is based on the fact that the giver and beggar of forgiveness can be considered as the giver and receiver, who are mutually irreplaceable within the “regime of agape.”

Keyword: Forgiveness, Ricœur, Gift, Agape, Mutuality

はじめに

赦しは、第二次世界大戦以降、多様な領域で論争的となってきた概念の一つである。その代表的な論者である¹ ジャック・デリダ Jacques Derrida (1930–2004) が赦しの不可能性を主張したのに対し、非商業的な交換としての「困難な赦し」を論じ、挑戦を投げかけたのがポール・リクール Paul Ricœur (1913–2005) であった。果たしてリクールは、デリダが論じた赦しの不可能性をどのように乗り越え、赦しの可能性を残そうとしたのか。

赦しは、リクールが晩年になってからはじめて本格的に取り組んだテーマであった。記憶と歴史をめぐる過去の表象の解釈を論じた『記憶、歴史、忘却 *La Mémoire, l'histoire, l'oubli*』(2000)において、そのエピローグを「困難な赦し」と題し、赦しを主題的に論じた。第一次世界大戦で父を失い、第二次世界大戦を若くして経験しながらも、晩年でようやく赦しを主題的に扱ったのである。多くの分野に自身の思索の裾野を広げつつも、父の死や第二次世界大戦の経験に深く紐づいた概念であるはずの赦しについて、最晩年まで論じようとしなかったことは、彼が赦しに対していかに用心深くあったかを示唆していると言えるだろう。

本論は、リクールが論じた贈与としての赦しについて検討する。先行研究は、倫理学や宗教学・神学、歴史学や政治学など、あらゆる学問領域における観点から、リクールの赦し論が彼の思想の中にどのように位置付けられるかを検討してきた²。その中には、贈与論を切り口として彼の赦し論を分析したものも少なくない。ただし、リクールの赦し論における贈与概念は、あくまでデリダ、モースらとの比較や、彼らからの影響を説明するためのものとして紹介される程度に留まっている³。杉村(2006)は、デリダとリクールが最晩年に行った赦しを巡る論争において、贈与が鍵概念となっていることを指摘した上で、再認(reconnaissance)という語を軸に双方の立場の違いを明らかにしている。この対比は、贈与の捉え方の違いがいかに二者の赦し論の結論の違いに結びついているかを示している点で意義が認められる。しかし、同論文においては、贈与はデリダとリクールの赦し論における立場の違いを説明するものとして位置付けられており、リクールの赦し論において贈与に与えられた独自の働きを解明するには至っていないと言える。そのため、リクール自身が赦し論に贈与概念を導入したことの意味や、それが彼の赦し論全体に与えている影響については、検討の余地が残されている。他方で、リクールの贈与論について詳細に論じた先行研究⁴においては、赦し論は補足的に付け加えられている程度に留まっており、贈与論における重要概念として赦しが十分に分析されているとは言えない。

本研究は、リクールの赦し論における贈与が、実際の赦しの場面における赦しの行為者を焦点化している点において、独自の役割を果たしていることを指摘する。この指摘は、贈与がリクールがデリダの赦し論を乗り越えるための単なる足掛かりではなく、彼自身の赦し論を形成する上で必要不可欠な概念であることを明らかにする。川口(2012)は、リクールの赦し論が全体にわたって「赦しの次元を政治や司法の次元から明確に区別しつつも、しかしつねに実際的な「諸々の制度」との関連において赦しを語ろうとするという一見矛盾ともみえる論の進め方」(傍点著者挿入)でなされていると指摘した(p. 447)。この川口の指摘を導きの糸として、本研究は、リクールが赦しを実際の行為者の間で生じるものとして捉えようとしたこと、そしてそこから赦しの可能性を論じようとしたことに着目する。リクールは赦しの可能性を探究する上で、赦しがなされるまさにその場面に主眼を置き、赦しの行為者の関係性に光を当てた。本論は、リクールがそこから赦しの可能性を論じようとしたことに彼の赦し論の独自性を見いだす。

本論ではまず、リクールによる赦し論の前提として、ジャンケレヴィッチからデリダに至る議論の流れを整理する。その上で、リクールがデリダの論じた不可能な赦しへの応答を通じ、その可能性を探究した過程を確認し、贈与としての赦しを肯定したことを明らかにする。赦しは愛によって贈与という非商業的かつ不等価な交換として可

能となること、そしてその交換が、赦しを与える者と乞う者を相応的かつ代替不可能な存在として互いに位置付けることで赦しの可能性を開くことを示す。

1 第二次世界大戦以降の赦し論

1-1 ジャンケレヴィッチの赦し論

第二次世界大戦終戦から時を経るにつれて、ナチス協力者に対する時効を認める声が上がりはじめ、ドイツを「いかにして赦すか」ということが問われるようになった。例えば1970年には、西ドイツ（現ドイツ）の当時の首相ヴィリー・ブランド Willy Brandt（1913–1992）が、ポーランド人民共和国（現ポーランド共和国）のユダヤ人慰霊碑前でひざまずいて謝罪した。また1995年には、当時の仏大統領ジャック・シラク Jacques Chirac（1932–2019）がユダヤ人迫害について公式に反省と謝罪をした。このような潮流は、いわば罪を償うことよりも、赦しを乞うことに焦点が当てられるようになったことを示しているだろう。

そうした世論の動きに対し強い批判を向けたのが、フランスの哲学者ウラジミール・ジャンケレヴィッチ Vladimir Jankélévitch（1903–1985）であった。彼は、終戦から時が経ち、フランス国内でナチス協力者に時効を認めようという論調が高まる中、時効にしえないもの *l'imprescriptible* の存在を強く主張し、その生涯を通じてドイツへの赦しに対し抗議し続けた。ジャンケレヴィッチ（1986）は『時効にしえないもの *L'Imprescriptible: Pardonner? Dans l'honneur et la dignité*』（1986）で、ナチスの犯した罪は赦しえないものであるとし、「赦しは死の収容所の中で死んだ」と述べた（p. 50）。彼は、ナチスの罪の赦しえなさを主張するにあたり、ナチスが赦しを乞うていないことを強調した。

赦し！だが彼等はわれわれにかつて赦しを乞うたことがあるだろうか？罪人の悲嘆と見放された状態こそが唯一、赦しに対し、その意味と存在理由を与えるだろう。（Jankélévitch, 1986, pp. 50–51; 79）

つまり彼は、加害者が被害者に対して赦しを乞うことではじめて赦しがなされうと考えるのであり、いわばこの懇願は、赦しを可能にする最初の条件なのである。

しかし、ジャンケレヴィッチ（1967）は『赦し *Le Pardon*』（1967）で「究極的に赦すことのできない過ちは存在しない」と述べる（p. 203）。つまり彼は、赦しは例外なく全ての過ちに対して常に可能であるとしながらも、加害者が赦しを乞わない場合には赦しがなされることはないとしたのである。

1-2 デリダの論じた赦しの不可能性

このジャンケレヴィッチの主張に対し、デリダは強い批判を向けた。デリダは、同時代の「ナチスの罪をいかにして赦すか」という論調に対し批判的であるという点ではジャンケレヴィッチと同じ立場にいた。しかしデリダは、ジャンケレヴィッチが加害者が赦しを乞うことを赦しの条件としていることを次のように指摘する。

赦しのひと言を、赦しの懇願を自分は待っていたと告げることによって、ジャンケレヴィッチが告白してい

るのは要するに、彼は赦しが乞われるのを待っていたということである—（中略）私としてはここではつぎの場面の特徴を強調しておきたかったのである。すなわちここでは、（中略）乞われた赦しが意味され=示される *signifie* ことが要求され、期待されているのである。（デリダ, 2015, p. 45）

デリダにとって、ジャンケレヴィッチのように赦しが乞われることを期待することは、むしろ赦しを遠ざけることであった。デリダにとって赦しとは無条件に与えられるものであり、赦しが乞われることへの期待はその無条件性に反するからである。デリダは、ジャンケレヴィッチの論じたような乞われることを期待する赦しを、打算的なものであるとして批判する。

しかし私は、この条件付きの交換の論理に、過ちが意識されていること、罪人が変わったこと、悪の再来を回避するためあらゆることをするという、少なくとも暗黙の誓約がなされたことが同時に認証されるような改悛の場面の中で赦しが求められたという条件においてしか赦しを考慮することはできないという、あの広く流布している命題に異を唱えたいのです。ここにあるのはあるエコノミー的な商取引 *transaction économique* であり、われわれが言及したアブラハムの伝統に、確証を与えると同時に反してもいます。（Derrida, 2000, p. 110）

デリダは、ジャンケレヴィッチの赦しには「赦しを請わない者は赦されえない」という前提が潜んでいるとし、これを「エコノミー的な商取引」と呼んだ。この表現は、ジャンケレヴィッチが損得勘定を基盤とした価値判断において赦しを捉えていることに対する批判である。ジャンケレヴィッチの赦しが乞われることへの期待は、暗に赦しが赦しの懇願と交換されるものであることを前提としている。つまり、赦しの「価格」に見合うような「代価」を支払うことを要求しているのである。デリダは、ジャンケレヴィッチの主張にはこのような商業的な交換の構造の前提があるとして、批判を向けるのである。

もし私が、私に赦しを乞うために他者が告白し、立ち直り初め、みずからの過ちを変容させ始め、他者自身が過ちからみずからを切り離し始めることを条件として赦しを授けるとしたら、そのとき、私の赦しは、赦しを腐敗させるある計算によって汚染されるがままになり始めてしまうのだ。（Derrida, 2015, p. 110）

デリダにとって、被害者、犠牲者が罪人に赦しを乞うことや、罪を告白することを条件とする「エコノミー的な商取引」のような損得勘定の価値判断に基づいた「計算」は、赦しという概念そのものを墮落させるのである。

では、デリダが真の赦しとして認めるのはどのようなものであるのだろうか。デリダは以下のように述べる。

一方で、無条件的で恩寵的で無限で非エコノミー的な赦しという観念。しかも、同時に要求でもある観念。それは、比類なく罪ある者としての罪ある者に向けられる赦しであり、改悛もせず、赦しを要求しない人にさえ向けられる。（Derrida, 2001, p. 110）

デリダにとって、赦しとは、加害者が請うか否か、悔悛するか否かに関わらず行われるものである。そこには、「エコノミー的な」価値判断はもはや存在せず、赦しは反省や改悛の対価として条件的に与えられるものではない。さらに、赦しは無条件であるだけでなく、無限である。つまり、赦しはどんなに非道な罪も、赦すのである。それど

ころかデリダは、赦しは最も非道な人道に反するような罪に対してこそ与えられるものであると言う。デリダが唱えるのは、赦しとは赦しえないものに対してなされるものであるという逆説的なテーゼである。そして、赦しえない罪に対してのみ発生しうる無条件的な赦しについて、以下のように述べる。

赦すべきなものがあるとするれば、それは、宗教的な言葉遣いで大罪 *péché mortel* と呼ばれるもの、最悪の罪、赦しえない罪あるいは害であるでしょう。(中略) 赦しはただ赦しえないもののみを赦す。赦すことができるのは、赦さなくてはならないであろうものは、赦しが—そのようなものがあるとして—あるのは、ただ赦しえないものがあるところだけである。要するに、赦しは、不可能なものそのものとしておのれを予告しなくてはならないということです。それは可能でないこと *l'im-possible* をなすことによってしか可能ではありえない。(Derrida, 2001, p. 108)

「赦しはただ赦しえないもののみを赦す」という逆説的表現は、まさに赦しの不可能性を端的に表している。赦しえない罪において、それを犯した者は一切悔い改めず、赦しを乞うことすらしない。彼は反省すらせず、再びその罪を犯すであろう。しかし、赦しとは、そうした罪に対してもたらされるものなのである。真の赦しは、赦しによって赦した者に何かしらの見返りがある場合や、赦された者が反省することが期待される場合には実現しない。デリダは、「条件付きの交換の論理」に陥らないためには、いかなる反省も謝罪もあってはならないと述べるのである。

2 リクルールの「贈与としての赦し」

2-1 赦しにおける相関関係に対する信念

ここからは、デリダのジャンケレヴィッチ批判によって導き出された「赦しは赦しえぬものを赦す」という赦しの不可能性をなすジレンマに、リクルールがどのように応答したのかを確認する。その上で、私たちが現実世界において実際に信じている「実践における信念」を起点とした、リクルールの赦し論の詳細について分析していく。

リクルールはデリダの赦し論をどのように受け止め、自らの主張を構築したのだろうか。『記憶、歴史、忘却』のエピローグ「困難な赦し *Le pardon difficile*」でリクルールは、デリダの棄却した交換的な赦しをむしろ肯定的に捉え、その可能性を見いだそうとする。そこで、本論では彼が赦しを贈与として捉え、その交換的な側面を肯定していることに着目し、リクルールが贈与の概念の再考を通じ、赦しを現実的な赦しの場面で行為者の間に生じるものとして問い直そうとしている過程を読解する。

リクルールはデリダを真っ向から批判しているわけではない。それどころか、デリダの主張はむしろ「正しい」とまで認めている。デリダ (1991) は「無条件の、非エコノミ的な、交換を超えた、贖罪や和解の地平さえ超えた赦し」を主張し (p. 26)、それが加害者の反省や謝罪といった条件なしに、そして極限まで損害を被ったときに、なされるものでなければならないと述べた。一方リクルール (2000) は、『記憶、歴史、忘却』のエピローグ「困難な赦し」で、「赦しは赦しえないものに向けられるのであり、さもなければ赦しではない。赦しは無条件であり、それに例外はなく、制限もない。それは赦しを乞うことを前提としない」と述べる (p. 605; 下 283)。そして、「ジャック・デリダの言ったことは正しい」としてデリダの論じた赦しの無条件性に同意する (Ricœur, 2000, p. 605; 下 283)。「われわれはデリダとともにこう言った。赦しがあるとすれば、それは赦しを乞うという条件なしに与えら

れねばならない、と」(Ricœur, 2000, p. 619; 下 285)。

しかしリクールは、「それでいながらわれわれは実際には、乞われる赦しと与えられる赦しとの間には、相関関係 *corrélation* のようなものがあると信じている」と述べ (Ricœur, 2000, p. 619; 下 285)、私たちが現実において抱いている「実践における信念 *croyance pratique*」の存在を指摘する (Ricœur, 2000, p. 619; 下 285)。ここでリクールは、デリダの論じた理念的な赦しと現実世界での現実的な赦しの捉えられ方のギャップに着目する。前者は乞われる赦しを前提としない一方で、後者は与えられる赦しを乞われる赦しとの相関関係において捉えたものである。

乞われる赦しと与えられる赦し間の相関関係に対する信念は、多くの人にとっての日常において馴染み深いように思われる。例えば、ある人物が別の人物に対し、損害をもたらしたとする。このとき加害者は、多くの場合、自らのなした加害に対して謝罪したり、弁償したりするなどして赦しを求めよう。その振る舞いには、加害者の「赦しを乞うことで被害者が多少なりとも赦してくれるだろう」という前提があるのではないだろうか。加害者の被害者に対する振る舞いは、実際にはまさにこうした乞われる赦しと与えられる赦し間の相関関係に対する信念の下になされるとリクールは考えるのである。

この「相関関係のようなもの」という表現は、注目に値する。相関関係 *corrélation* とは、二つの事象に関連性がある関係を意味し、一方が変化するともう一方も変化するような関係を指す。リクールは、こうした両者が相互的な影響を及ぼし合う関係から少し距離のある「相関関係のようなもの」が、乞われる赦しと与えられる赦しの間にあると指摘するのである。これは、一方の変化が原因となって他方が確実に変化するような因果関係でもなければ、一方の変化に伴い必ず他方も変化するような相関関係でもない。乞われる赦しと与えられる赦しの間にあるのは、相関関係「のようなもの」なのではある。赦しを乞うことで、必ず赦しと与えられるわけではない。しかし、確かに「赦しを乞うことと赦しを与えることにはなんらかの影響関係の内にある」と私たちは信じているのではないかとリクールは考えるのである。

デリダのように、理念としての赦しを練り上げようとするれば、現実的には赦しは不可能であると結論づけられるかもしれない。しかし、私たちの誰しもがこうした実践における信念を持っているという事実から出発し、そうした信念を持っている私たちが現実においてなす赦しをリクールは論じようとするのである。杉村(2006)は、この「実践における信念」は、デリダの論じた理論的なアポリアにも関わらず保持されうるものであり、その核心に、交換条件には還元されない「相関関係のようなもの」がある、という信念があると指摘している (p. 52)。

2-2 非商業的な交換関係と赦しの可能性

デリダの主張を思い起こせば、乞われる赦しと与えられる赦し間の相関関係に対する信念は、私たちの赦しの解釈を誤った方向に導きかねない。乞われる赦しと与えられる赦し間の相関関係を信じることは、赦しを「乞われたがために与える」といった、商業的な交換にしてしまうのではないだろうか。結論から言えば、リクール (2000) は、その信念を「容疑と処罰の一方的な体制の誤りを、交換 *échange* の体制に移し替える」ものとしてむしろ肯定しようとする (p. 619; 下 285)。

デリダの論じた無条件的な赦しは、赦しを乞わない者に対して与えられるようなものであり、彼は赦しが乞われないう場面を重視した。一方、リクールは赦しが乞われる場面から赦しの議論を始めようとする。彼によると、赦しを乞うことは、二つの体制に属している。

それ〔赦しを乞うこと〕は、思想の二つの体制に属していることを証明する。すなわち一つは、容疑 inculcation の体制で、それはまた赦しえないものの体制である。もう一つは、赦しの要求 demande と供与 offre の交換の体制で、そこでは赦しえないものが崩れ effriter 始める。今やこの新しい体制の方向に前進しなければならない。(〔〕内引用者挿入) (Ricœur, 2000, pp. 618–619; 下 285)

まず、一つ目の「容疑の体制」について見てみよう。これは、現代の刑事司法の制度を指し示している。加害者は、「容疑の体制」下では法律という規則に従って告発され、容疑者として扱われる。リクール (2000) は、この体制の下では赦しが罰と対置されていることを指摘する。「この社会的次元では、罰することができるところでしか、赦すことはできない」(p. 608; 下 275)。罰が目的とするのは、「他者、すなわち犠牲者の犠牲において犯された害を、象徴的、現実的に否定することによって、法を回復することである」(p. 608; 下 276)。一方、その罰と対置される赦しが実行されることは、規則の違反に対する無処罰をつくりだす、大いなる不正としてみなされる (Ricœur, 2000, p. 608; 下 276)。つまり赦しは、刑事司法制度の場においては、すなわち「容疑のしるしのもとでは、赦しは正面から過ちに出会うことはできず、副次的に有罪者に出会うだけである。権利上赦しえないものは残る」(Ricœur, 2000, p. 608; 下 276)。

訴訟において容疑を掛けられた者は、ただ己の受ける処罰の最終的な判決を受け入れることしかできない。容疑を掛けられた者に対する処罰は、「受け入れられる」のではなく「下される」のであり、それが司法の制度である。ここには、加害者と被害者の間での双方向的な交換はない。そのため、リクールはこの体制を「容疑と処罰の一方的な体制」と呼ぶ。

リクール (2000) によると、「乞われる赦しと与えられる赦しとの間の相関関係に対する信念」は、この容疑と処罰の一方的な体制の誤りを、赦しを乞うことが属するもう一つの体制、すなわち交換の体制に移し替える (p. 619; 下 285)。リクールが赦しの可能性を見るのは、この「交換の体制」においてである。リクールは、この体制において、「容疑の体制」における「赦しえないもの」が「崩れる」と考える。

ここで特筆すべきは、「赦しは赦しえないものを赦す」と述べたデリダに対し、リクールは「赦しえないものを赦す」ための道を提示するのではなく、「赦しえないもの」自体を崩す、すなわち「赦しえないもの」の「赦しえなさ」を弱める道を追究しようとしていることである。そしてそれは、乞われた赦しによって生まれた「交換」の先にこそあるとリクールは主張するのである。赦しは、刑事司法の制度においては加害者に対し正当な刑罰を下さない不正義としてみなされうる。しかしリクールは、赦しを、乞い、与える交換として捉えることで「告発と処罰の循環の外へ一歩踏み出そう」とするのである (Ricœur, 2000, p. 619; 下 285)。

彼はデリダの批判した「乞われた赦しを前提とすること」をむしろ交換の端緒として肯定的に捉え直し、そこに活路を見いだそうとする。「告発の体制から、赦しを乞い、赦しを与える交換の体制への転換」(Ricœur, 2000, p. 616; 下 283) こそが、リクールがデリダから引き受けた「不可能なものの試練」の突破口となる。これが、赦しを現実的な次元から論じようとするリクールの主張なのである。リクール (2000) によれば、「乞われる赦しと与えられる赦しとの間には、相関関係のようなものがある」という実践における信念は、「制度に変換されえない振る舞い」、すなわち赦しを乞うことを引き起こすのであり、そのことが交換関係を構築する (p. 618; 下 284)。私たちの社会は、確かに「容疑と処罰の一方的な体制」の下にある。この社会において、私たちは容疑を掛けられれば裁きを下される。しかし、その体制を理解し、私たち自身がその体制の下にあるとわかっていながらも、私たちはどこかで、乞われる赦しと与えられる赦しとの間の相関関係を信じてしまう。この、否応なく信じてしまう信念が、私たちに赦しを乞わせるのである。

リクールは、クラウス・M・コダーレ Klaus-Michael Kodalle (1943-) の言葉を借り、赦しを乞うとは「顧慮 *considération* (*Nachsichtlichkeit*)」をひき起こして、制度に働きかけることであると述べる (Ricœur, 2000, p. 618; 下 284)。これが、罪を犯した者を処罰しようとする者に、罪を犯した者を理解しようとする「粘り強い意志 *une volonté tenace*」を芽生えさせ、一方的に処罰を下すような制度を揺すぶるような作用を持つ (Ricœur, 2000, p. 618; 下 284)。そしてこの赦しを乞うことこそが、被害者と加害者を「処罰を下す者」と「処罰を下される者」という一方的な関係から「赦しを与える者」と「赦しを受け取る者」という交換的な関係に移行させる、すなわち「交換の体制」に移行させるのである。

確かに乞われた赦しによって「顧慮」が出現することで、容疑への応答として処罰だけでなく赦しの可能性が開かれるかもしれない。しかし、乞われた赦しから始まった赦しは、まさしくデリダが「エコノミー的な商取引」として批判した赦しの形であった。乞われた赦しから生まれた赦しは、果たして赦しとして認めることはできるのだろうか。それは、「赦しえぬことを赦す」ことにはならないのではないだろうか。この問いに対し、リクールはデリダとは異なる仕方で赦しの不可能性に向き合うことで、独自の答えを導き出そうとする。

2-3 贈与とアガペー

デリダは、交換的な赦しを「条件付きの交換の論理」に基づく商業的なもの、すなわち「エコノミー的な商取引」として批判した。しかしリクールは、赦しを贈与という非商業的な交換の形式と結びつける。商業的な交換としての赦しの商業的な側面は斥けつつも、その交換としての側面は保持したまま、赦しの可能性を探究するのである。ここで特筆すべきは、リクールは「商業的な交換」としての赦しを肯定したわけではなく、あくまで利害関係を前提としない「非商業的な交換」としての赦しを主張したことである。リクールは、この「非商業的な交換」という概念を、「贈与」という言葉で説明する。彼は、赦しを贈与として捉えることで、それを現実において可能なものとして論じようとするのである。

デリダは、ジャンケレヴィッチが乞われた赦しを前提として赦しの可能性を論じていることを指摘し、そうした前提の上に立った赦しは「エコノミー的な商取引」であるとして批判した。デリダはそれだけでなく、赦しという言葉そのものに商業的な贈与という意味が含まれていると主張する。ドイツ語で「赦すこと」を意味する *vergeben* という言葉そのものに「配り損ない *mal donne*、贈与の腐敗 = 贈収賄 *corruption du don*」という意味があるとし、さらに同じ語源を持ち「賞の授与」などを意味する *Vergabe* は、「独占された市場、競売 = 落札である」と指摘する (Derrida, 2015, p. 12)。すなわち、「赦すこと」という言葉の語源自体に悪しき商業的な贈与という意味が含まれていると述べるのである。

リクールもデリダと同様に、赦しと贈与の連関を捉えようとした。しかし、彼は赦しを悪しき商業的な贈与として捉えようとはしなかった。彼にとって、赦しと連関を持つ贈与とは「見返りなしに敵を愛せ」というキリスト教におけるイエスの命令なのである。

このとんでもない命令だけが、赦しの高みにいるように思われる。敵は赦しを乞わなかった。しかし敵をそのまま愛さなければならない。(Ricœur, 2000, p. 624; 下 289)

しかし、敵を愛すること、すなわち敵に愛を贈ることは、往々にして以下のような批判を浴びる。

贈ることは、贈与者を恩着せがましい優越性の位置におくことで、密かに不平等をつくりだす。贈ることは受贈者を、恩を受けた者に変え、感謝するよう強いて、縛ることになる。贈ることは受贈者を返済不能の重みで押しつぶす。(Ricœur, 2000, p. 625; 下 289)

この批判は、商業的交換に向けられるそれと同じトーンを帯びている。すなわち、表面上は、寛大さによって行われているように見えていても、実際は、贈与によって受贈者よりも優位な立場に立つための利害関係の中で行われているという批判だ。「無償の愛」を受け取った者は、それが無償であるがために返済できない。返済できない、すなわち返礼の義務が生じないことは、むしろ受贈者に返礼の義務以上の重荷を感じさせるのではないか。リクールは、こうした反対論が「寛大さの背後に利害が隠れていると前提している」ことを指摘する (Ricœur, 2000, p. 625; 下 290)。そして、敵への愛は返礼を期待する故に生じるものではなく、敵を味方に変えるものであると主張する。

誇張法という福音書のレトリックに忠実にしたがって命令は、敵になされた贈与、そして仮説上そこから返礼を期待しない贈与のみが、正当化されるのを望むであろう。だがその仮説こそ間違っている。愛から期待すること、それは敵を味方 *ami* に変えることである。(Ricœur, 2000, p. 625; 下 290)

敵を愛すること、敵に贈与することは、「敵から」返礼を期待するべきではない、ということの意味しない。ここには、返礼への期待はない。敵になされた贈与は、敵を愛することによって、敵を味方に変容させるのである。つまり、リクールが「赦しの高み」に位置するとした「見返りなしに敵を愛せ」という命令は、「敵を愛する際には見返りを期待するな」と命令しているわけではない。敵を愛する際に期待されるのは、敵がその愛をただ受け取ること、またその結果、受け取った者が味方になるという出来事である。このような愛の贈与では、それを受け取る者に「お返ししなければ」「感謝しなければ」と強いることがないのである。ここにはもはや、利害関係の中で生じる交換にある尺度は存在しない。福音書は贈与に「常軌を逸した」尺度を与えることによって、商業的秩序を内部から粉砕するのである (Ricœur, 2000, p. 625; 下 290)。

そして、リクール (2000) はこの敵を愛するという贈与を「贈る—返礼するの交換ではなく、贈る—受け取るだけの交換である」とし、これこそが「贈与の非商業的な形」とであると主張する (p. 626; 下 290)。この主張が何を意味するのか、『承認の行程 *Parcours de la reconnaissance*』(2005) の中で詳しく見てみよう。彼は、「アガペーの領域では贈与の発露のうちにあるお返し—贈与が知られていない」と説明する (Ricœur, 2005, p. 344; 318)。つまりリクールが「贈与の非商業的な形」として「敵を愛せ」という命令が贈る—受け取るだけの交換であるのは、それがアガペーの元になされるからなのである。

この新約聖書において基本的な愛として登場するアガペー *ἀγάπη* を、リクールは単なるキリスト教的な愛に限定されたものとしては捉えない。「アガペーは、贈与が交換という社会的形式をまとっているような見慣れた世界の真ん中で生じる」と述べている (Ricœur, 2005, p. 348; 322)。そして、アガペーは「それが比較と計算を知らないという理由で、さまざまな等価性に対する準拠を無用のものにする」(Ricœur, 2005, p. 344; 318) と述べる。つまり、本来等価なもの間で行われるはずの交換から、等価性という尺度を取り去り、不等価なもの同士すら交換することを可能にするのである。そして愛を向けられた者は、責務を知らないリクールは主張する。贈り物を受け取った相手は、責務の存在を知らないため、その圧力に苛まれることはない (なぜここで責務が生じないかについては後述する)。よって、受贈者は返礼の義務に縛られないため、返礼する者ではなく受け取る者として捉えられるのである。リクールは、贈与を客観的な構造によって捉えるのではなく、贈与の行為者の視点、すなわち彼らが何を思い、贈与を行っ

ているのかという心的なもの、愛の次元の観点を重視する。

このようなリクールの観点は、どこからくるのか。リクール（2005）は、クロード・ルフォール Claude Lefort（1924–2010）がクロード・レヴィ＝ストロース Claude Lévi-Strauss（1908–2009）への批判として、「社会を規則によって計算可能な宇宙へと還元しようという野望」が「さまざまな行動に内在する意図」を消し去ってしまうと述べたことを例に出し、理念的な議論が現実における現象の内実へと目を向けることを妨げる危険性を指摘する（p. 352; 325）。そしてこれが「贈与の意義そのもの」すら見えなくしてしまうと言う（Ricœur, 2000, p. 352; 325）。贈与といった現象を客観的に分析しようとするがためにつくられる「外部の観察者によるさまざまな構築物」が、現象の当事者である行為者たちが「実際には」何を考えてその行動をしているのかということの覆い隠してしまうのである（Ricœur, 2005, p. 352; 326）。彼はそれを危惧し、実際の行為者の「贈与の生き生きした経験」に目を向けようとするのであった（Ricœur, 2005, p. 375; 345）。

さて、ここまで、リクールが贈与を「贈る－受け取るだけの交換」として論じた背景には、贈与の際に受贈者に対し愛が向けられることへの指摘があることを確認した。愛は、交換を等価性という尺度から解放するのであり、またリクールにとって贈与とは、贈与を受け取る相手を拘束するものではなく、むしろその者に愛を向けるようなものである。しかしこうした「贈る－受け取るだけの交換」は、一見すると、先ほど見た商業的な交換と酷似しているように見える。リクールは、どのようにして贈与を商業的交換と区別するのだろうか。

2-4 相互性と相応性

リクール（2005）は、アガペーについてセーレン・オービュ・キルケゴール Søren Aabye Kierkegaard（1813–1855）の言葉を引用し、アガペーの領域においては「さまざまな存在の「共約不可能な」性格が「一方と他方の無限の相互性」を取り戻させる」と述べる（p. 345; 319）。つまり贈与は、愛の存在する場における相互性によって、共通の物指しで測れない、比較しえないもの同士の交換が可能となるのである。アガペーの領域においてなされる贈与は、無限の「相互性 *mutualité*」による交換なのである。この相互性がどのようなものであるかについては、商業的交換において愛が存在しないことの説明を通して明らかになる。

まず、リクールが述べた商業的交換に関する以下の記述を見てみよう。

市場においては、お返しの責務はないが、これは要請がないからである。支払いが、交換の行為者たちの相互的な責務にけりをつける。（Ricœur, 2005, p. 359; 331）

商業的な交換では、需要者は供給者に対して返礼が発生しない。それは、供給者が需要者に対してその商品と同等の価値を持つ金銭によって二者間の損益を清算することだけを求めているからである。「相互的な責務にけりをつける」とは、いわば双方の収支が商品と金銭の交換、すなわち精算による関係の清算が行われ、返礼の要請が生じずに交換だけを実行するということだ。

このような商業的な交換が行われる市場を、リクール（2005）は「相応性 *mutualité* なき相互性 *réciprocité*」と表現し、相応性と相互性という二つの概念を対置することで、非商業的な交換について論じる（p. 359; 331）。相応性とは「社会的行為者たち及び彼らの折合いの上方にある理論」であり、相互性とは「交換の行為者たちの間のさまざまな関係」を指すものである（Ricœur, 2005, p. 360; 332）。この二つの区別には、これまで見てきた理念と現実の距離に細心の注意を払う彼の姿勢が見て取れるだろう。相応性は論理という理念的な次元にあり、相互性は行為者の視点に立った

現実的な次元にある概念である。リクールは前述のように、商業的交換ではなく、贈与にはあるこの相互性が愛によって生まれていることを指摘することで、贈与を論じる上でその行為者に視線を向ける。

そして、贈与を特徴づける相互性を説明する「交換の行為者たちの間のさまざまな関係」において用いられる「間で *entre*」という言葉にリクールは行為者の視点に立った現実的な意味合いを託し、再び商業的交換を観察する際の理想的な視点と対比することで、彼の贈与に対する視点がここでも現実的な次元にあることを強調する。

問題になってくるのは、「間で *entre*」の意味である。この議論によって我々は、交換の中心人物たちの「間の」諸関係の平面における相互性を、独自性を備えた行為者たちがその仲介役でしかないような財や価値の循環という超越的な一形態として理解されている、そのような相応性から区別するように導かれたのである。(Ricoeur, 2005, p. 400; 372)

相互性は行為者の「間」に注目することで、行為者たちを独自の存在として捉えるものである。つまり、相応性は行為者をその交換において互いを代替可能な存在とみなす一方で、相互性は行為者を代替不可能な存在とするのである。これにより贈与は、単なる物と物の移動ではなく、人と人の間に生じる営みとして理解されるのである。

2-5 不等価な交換を実現する「感謝」

では、等価性に準拠しない交換、すなわち不等価な交換はどのようにして可能となるのだろうか。不等価な交換とは、一方が他方に対し A を差し出したとすると、A を受け取った他方は一方に対し、A よりも価値の低いもしくは高いものを差し出すような交換である。このような交換は、どちらか一方が必ず損をする。対してリクール (2005) は、「行為者たちが贈与を贈与として承認するときは何をしているかについて、専念して考えなければならない」と述べ、「行為者たちの間の慎み深い働き」に着目する (p. 357; 329)。つまり、繰り返しになるが、贈与がそもそもそうした損得勘定の入り込まないような次元、すなわちアガペーの領域に位置することに注目するのである。

そして、こうした不等価な交換を可能とするようなアガペーの領域に位置する「感謝 *gratitude*」が、贈与において等価性を排除するのだと述べる。

感謝は、与えること—受け取ることという対を一方に、受け取ること—お返しすることという対を他方に置く。感謝が二つの対の間にうがっ隔たりとは、不正確さ *inexactitude* という隔たりである。(Ricoeur, 2005, p. 375; 345)

リクール (2005) は、「与える—受け取る—お返しをする」という贈与の一連の流れにおいて、受け取ることが軸として捉えられることで、「贈与が受け入れられる仕方が、贈られた者がお返しする責務があると感じる仕方を規定する」ことを指摘する (p. 374; 344)。そのため、贈与においては受け取ることがすでにお返しすることを含み込んでしまっているのである。そこでリクールは、「与えること—受け取ること」と「受け取ること—お返しすること」を感謝という言葉によって分離させる。この感謝による分離が、正確に等価なものを交換しようとするをやめさせるというのである。これは、贈与を「与えること—お返しすること」、つまり双方が与え、受け取るという同等な立場に立つような交換として捉えるような見方を解消し、贈与の力点を「与えること—受け取ること」という不正確、すなわち不等価な交換としての見方に移行させる。

「贈与の交換についての、お返しには無関心なアガペーの徴し」が返礼の義務から贈与の行為者を解放することで、「与えること—お返しすること」という不等価な交換が実現する (Ricœur, 2005, p. 375; 345)。この不等価な交換を支えるのは、「値段 prix と時間的猶予 délai temporel」に対する不正確さである (Ricœur, 2005, p. 375; 345)。前者の「値段」は、商業的な意味での価値であり、その不正確さが、交換されるものの価値が不釣り合いな状態を指すことは想像に難くないだろう。では一方、後者の「時間的猶予」の不正確さとは何を指すのだろうか。リクールは、これを「お返しにふさわしい convenable 時間」と言い換える (Ricœur, 2005, p. 375; 345)。これは、贈り物を受け取ってからお返しを贈るまでの時間を指す。贈与は、「与えること—受け取ること」の交換であり、ここに返礼することが責務として生じないのは、贈与が「時間的猶予」において不正確であること、すなわちお返しの期限が定められていないことに起因している。お返しが未来の「いつか」なされるようなものとして捉えられているからこそ、贈与は不等価な交換として可能になるのである。

ここまで、贈与がアガペーの領域において不等価な交換としてなされることを確認してきた。リクールは、赦しがこの贈与に属すると述べ、その不等価な交換が「恵みの満ち溢れの論理」に基づいたものであると指摘する。

赦しが贈与の経済 économie du don に属するのは、赦しを明確に示す恵みの満ち溢れの論理 logique de la surabondance によってであり、その論理にはまさに正義を支配する等価の論理 logique de l'équivalence を対立させるべきである。(Ricœur, 1995, p. 206; 198)

贈与と比される商業的交換において交換されるものは、黄金律に見られる「あなたが人にしてもらいたいことを、人にもしなさい」のような等価の論理に基づいて正確に測られる。一方、感謝によって実現する不等価な交換は、〈満ち溢れの論理〉に基づいてなされるという。Surabondance は、「過多、余分、過剰」を意味する。つまり、贈与における交換の不等価性は、価値の不足ではなく、価値の過多によって生じているのである。だからこそ、贈与はアガペーの領域に留まり続け、感謝によって支えられ、実現するのである。そして贈与は、この商業経済を基盤とした私たちの社会の中でもなお実現するほどの力を持つ。

贈与はやはり、我々の社会の中に存在している。たとえ我々の社会が、すべてに値段のついた、しかしその値段は贈与とお返し—贈与との間の関係を支配している社会的コードにしたがっている、そのような商業経済に支配されているにしてもである。(Ricœur, 2005, p. 348; 322-323)

こうした贈与の特徴は、先ほど見た実践における信念によって乞われる赦しが引き起こされる構図と相似形をなしていると言えるだろう。「乞われる赦しと与えられる赦しの相関関係」への信念は、贈与と同様、私たちの社会に敷かれた司法などを取り巻く制度や体制を前にしてもなお存在する。この信念は、それほど強力なものなのであり、だからこそ赦しの可能性は開かれているのである。

ここまでの議論を踏まえ、赦し論に立ち戻りたい。リクールは、乞われる赦しの属する「交換の体制」が赦しの可能性を開くと主張したのであった。そこには、交換の中でも赦しを贈与として捉えていたことが前提にある。リクール (2000) は、「贈与の概念と結びついた交換のモデルを赦しの問題形に拡張する」(p. 621; 下 287)。そして、「赦しは贈与の経済に属する」(傍点著者挿入) と述べる (Ricœur, 1995, p. 206; 198)。贈与は、リクールにとってアガペーの領域において与える者と受け取る者の間でなされる不等価な非商業的交換であった。赦しを贈与として捉えると、赦しの当事者は、「赦しを与える者」と「赦しを受け取る者」として捉えられ、この二者は、贈与という不正確

な交換において対峙する。赦しは、彼らが互いの利害に基づいて赦しを乞うたり与えたりするのではなく、満ち溢れの論理において、商業的な価値基準から逃れることによって可能なものになるのである。

おわりに

本論の目的は、「贈与としての赦し」の肯定を通じ、リクールがいかにして赦しの可能性を探究したのかを解明することであった。そのために、デリダの論じた赦しの不可能性がどのように乗り越えられたのかを明らかにした。リクールは、私たちが現に抱いている「赦しにおける相関関係に対する信念」から出発し、赦しを「非商業的な交換」、すなわち贈与として捉えようとした。それを通じ、赦しをアガペーの領域で捉えることで、赦しの当事者の視点に立ち、二者が互いに相応的かつ代替不可能な存在になることを強調したのであった。

本論は、リクールの赦し論の現実的な次元に着目し、赦しの可能性について検討してきた。先行研究において、贈与はリクールの赦し論における他の哲学者からの影響を説明するものとして、もしくはデリダへの批判の一足掛かりとしては位置付けられてきた。こうした贈与の位置付けは、あくまでリクールの赦し論の周縁を補足的に説明するものであり、彼の赦し論に独自に見られる現実的な行為の次元への眼差しとのつながりは十分に論じられてこなかった。本論は、贈与が「実践における信念」を出発点とし、赦しの行為者の視点に立ち、二者の関係性に光を当てるものであることを示した。これは、リクールの赦し論における贈与を巡る論述における「交換」という営みに焦点を当てることで、宗教的な文脈に属しつつも、人と人の中でなされるもの、すなわち現実的な行為者の間に生じるものとして赦しを捉え直す試みである。リクールの論じた赦しの可能性が、赦しが行われる場面によって分析によって開かれることを示すことができた点に本研究の意義が認められるだろう。

本論において残された課題は大きく三点あげられる。一点目は、「再認 reconnaissance」概念の検討である。リクールの赦しの可能性の主張は、デリダに対する反論であった。本稿では扱うことができなかったが、二者の赦し論における贈与を巡る論争は、「再認」を巡る議論に接続される（杉村, 2006, p. 57ff）。デリダが贈与は贈与として再認されることで贈与は等価交換になり破棄されてしまうという立場を取る一方、リクールは、贈与における再認は感謝を意味するため、贈与が等価交換に属することはないと考える。両者の再認に対する認識の違いは、2002年にパリのユネスコセンターで開催された、「他者性」をテーマとするコロキウムにおいて講演したリクールにデリダが論評した場面においても顕在化したという。この再認について検討し、「不可能な赦し」と「困難な赦し」を弁証法的に分析することで、赦し論の更なる発展が期待できるだろう。

二点目は、「言述行為としての赦し」の検討である。本論は、リクールの赦し論において、贈与を通じて彼が行為者に焦点を当てていることを指摘した。リクールは「赦しを乞う—与える関係の相互的次元を認めることは、この関係を完全につくりなおすための第一段階にすぎない」と述べ、これまでの試みはあくまで赦しの始まりでしかないと主張する（Ricœur, 2000, p. 626; 下 290）。贈与から出発して彼の赦し論を紐解く上で注目すべきは、彼が赦しを「言葉の交換 échange de parole」と表現し（Ricœur, 2000, p. 620; 下 288）、その困難が「二つの言述行為 actes de discours の対決」にあると述べていることであろう（Ricœur, 2005, p. 619; 下 285–286）。つまり、赦しによって交換される不等価なものとは、不等価な「言葉」であり、さらに言えばその言葉を発するという行為、すなわち不等価な「言述行為」であると考えられる。本論は贈与概念のみに焦点を当てて論じたため、実際に交換される「私はあなたを赦す」という赦しの言述行為について扱うことができなかった。贈与としての赦しを肯定することで、いかにして赦しの言述行為の交換が可能になるのか、赦しにおいて交換される言述行為とはどのようなものであり、リクールがなぜ赦しを言述行為として捉えたのかについては、次稿に譲りたい。

三点目は、能力の次元における赦しの検討である。前述のようにリクールは、贈与を出発点として、言述行為、すなわち行為の次元で赦しを捉えていると考えられる。一方で、赦しは「行為者をその行為から解放する」ものであると述べ、それにより赦しを可能なものとして捉えようとしている (Ricœur, 2000, p. 637)。これは、赦しが罪を犯した行為者をその罪から解放するということを意味する。エピローグ「困難な赦し」では、「汝は汝の行為に優る (tu vaux mieux que tes actes)」と述べ、行為者をその行為を行う以上の能力を持つ存在として考える彼の立場を表している (Ricœur, 2000, p. 642; 下 303)。「赦しの星のもとでは、有罪者はその罪やその過ちよりほかのものも可能である *capable*、とみなされよう。有罪者はその行動能力を取り戻され、行動は継続する能力を取り戻されよう」 (Ricœur, 2000, p. 642)。これは、リクールが晩年において「自身の哲学的人間学を全体として特徴づけるために積極的に用いていった」「為しうる人間 *homme capable*」という人間観からくるものである (吉澤, 2016, p. 154)。行為としての赦しと「行為者を行為から解放する」ものとしての赦しがどのように接続されるかについても、今後の重要な課題としたい。

近年、赦し *pardon* は当事者同士の対話を重視した新たな司法のあり方、修復的司法を巡る議論の中で取り上げられるなど、現代においても重要な概念として位置付けられている⁵。昨今の不安定な国際情勢を鑑みれば、「不可能な赦し」ではなく「困難な赦し」を論じることの持つ今日的な意味には、慎重にならざるを得ない。「赦し」は、政治的な文脈に回収されうる非常に危うい概念である。歴史をどのように解釈し、語るのかということにもつながる問題である。「忘却」と「赦し」は全くもって異なるものだが、赦しについて語ることは、不都合な過去を忘却させるための言い訳として赦しが利用される危険性と隣り合わせでもある。そうした大きな枠組みでの議論を考慮しつつも、再度、実際の赦しの場面から出発し、人と人の間に生じる営みとして赦しを捉え直すことで、赦しを別角度から問うことができるのではないだろうか。

¹ 川口 (2005) は、デリダが赦しについて論じたインタビュー形式の小論『世紀と赦し *Le siècle et le pardon*』 (1999) を、「分量的に大きいものでもなかったが、現代世界のアクチュアルな懸案事に対する考え抜かれた示唆と議論の引き締まった密度からか、ここ数年のデリダの仕事の中でも一際広く話題を呼んだ」ものとして評価している (p. 74)。

² *sabelle* (2013); Duffy (2009); Tongeren (2014); Abel (2021) など。

³ Gschwandtner (2023); Grassi (2022); Byun (2018); 山野 (2024) など。

⁴ 佐藤 (2003) ;Theobald (1995); Orth (1999), Hall (2002); MacCammon (2002) など。

⁵ Chapman (2016); Armstrong (2010); 小松原 (2012) など。

謝辞

本論文執筆に際し、査読者の方々には、大変手厚く、意義深いご意見を多く賜りました。共に本論文を作り上げて下さったことに、心より感謝申し上げます。

参考文献一覧

※日本語訳がある場合は既存の訳を引用し、必要に応じて一部改変を加えた。尚、既訳のページ数と巻数は、原典のページ数の後に併記している。

- Abel, Oliver. (2022). Forgiveness at the Border of Law. In M.Leeuw, G. Taylor, & E. Brennan (Eds.), *Reading Ricœur Through Law*, Lexington Books, 245–262.
- Armstrong, Jac. (2010). Restorative Justice as a Pathway for Forgiveness: How Could Forgiveness Operate within the Criminal Justice System?. In M. Maamri, N. Verbin, & E. Worthington (Eds.), *A Journey through Forgiveness*, Brill, 179–190.
- Byun, Kwang-bai. (2018). Paradox, Impossibility or Superabundance: Theories of Gift of Mauss, Derrida and Ricœur. *Cross-Cultural Studies*, 52, 1–29.
- Chapman, Tim, & Chapman, Alice. (2016). Forgiveness in Restorative Justice: Experienced but not Heard?. *Oxford Journal of Law and Religion*, 5(1), 135–152.
- Derrida, Jacques. (1991). *Donner le temps 1; La fausse monnaie*, Galilé.
- (2001(orig. 2000)). *Le siècle et pardon, Foi et savoir: Suivi de le siècle et le pardon*, Seuil.
- (2000) 「世紀と赦し」 鶴飼哲訳、『現代思想』第 28 号、89–109 頁。
- (2012). *Pardoner: L'impardonnable et l'imprescriptible*, Editions Galilée.
- (2015) 『赦すこと：赦し得ぬ者と時効にかかり得ぬもの』 守中高明訳、未来社。
- Duffy, Maria. (2009). *Paul Ricœur's Pedagogy of Pardon: A Narrative Theory of Memory and Forgetting*, Continuum Intl Pub Group.
- Fiasse, Gaëlle. (2018). Forgiveness in Ricœur. *Phenomenology and forgiveness*, In M. Caze (Eds.), Rowman & Littlefield International Ltd, 85–101.
- Geoffrey, Dierckxsens. (2017). Responsibility and the physical body: Paul Ricœur on analytical philosophy of language, cognitive science, and the task of phenomenological hermeneutics. *Philosophy today*, 61(3), 1–23.
- Grassi, Martin. (2022). A Future for Us: The Gift of Forgiveness. *NUEVO PENSAMIENTO*, 7(19), 66–80.
- Gschwandtner, Christina M. (2023). The Gift of Forgiveness: Perspectives from the French Philosophical Tradition. *The Routledge Handbook of the Philosophy and Psychology of Forgiveness*, Edited by Glen Pettigrove and Robert Enright, Routledge, 194–218.
- Hall, David. (2002). The Site of Christian Ethics: Love and Justice in the Work of Paul Ricœur. *Paul Ricœur and Contemporary Moral Thought*, Routledge, 143–163.
- Isabelle, Bochet. (2013). *Paul Ricœur, mal et pardon: actes de la journée d'étude organisée le 19 janvier 2013 par le Centre Sèvres-Facultés jésuites de Paris et le Fonds Ricœur*, Éditions.
- 岩田文昭 (1995) 「リクールにおける反省哲学と解釈学」『哲学研究』第 561 号、58–92 頁。
- Jankélévitch, Vladimir. (1986(orig.1965–71)). *L'Imprescriptible: Pardoner? Dans l'honneur et la dignité*, Seuil.
- (1967). *Le Pardon*, Aubier Montaigne.
- (2000) 「われわれは許しを乞う言葉を聞いたか？」 吉田はるみ訳『現代思想』第 28 号、78–88 頁。
- 川口茂雄 (2005) 「赦し、ほとんど狂気のように：デリダの宗教哲学への一寄与」『宗教学研究紀要』第 2 巻、73–95 頁。
- (2020) 「リクール」『現代フランス哲学入門』、川口茂雄・越門勝彦・三宅岳史編著、ミネルヴァ書房。
- (2012) 『表象とアルシーヴの解釈学』、京都大学学術出版会。
- 川崎惣一 (2008) 「リクールにおける自己の解釈学」『城西国際大学紀要』第 16 巻第 2 号、57–71 頁。
- 小松原織香 (2012) 「赦しについての哲学的研究：修復的司法の視点から」『現代生命哲学研究』第 1 巻、25–45 頁。
- 久米博 (2012) 『テキスト世界の解釈学：ポール・リクールを読む』、新曜社。
- Ricœur, Paul. (1998(orig. 1986)). *Du texte à l'action. Essai d'herméneutique I*, Éditions du Seuil. [引用略号：TA]
- (1992). *Lectures 2*, Seuil.
- (1995). *Le Juste*, Seuil.
- (2007) 『正義をこえて：公正の探求 1』 久米博訳、法政大学出版局。
- (2000). *La Mémoire, l'histoire, l'oubli*, Seuil. [引用略号：MHO]

- (上巻 2004、下巻 2005)『記憶・歴史・忘却』久米博訳、新曜社。
- (2005). *Parcours de la reconnaissance*, Folio Essais. (引用略号：PR)
- (2006)『承認の行程』川崎惣一訳、法政大学出版局。
- 佐藤啓介 (2003) 「リクールの贈与論：倫理の源泉としての贈与の経緯」『基督教学研究』第 23 号、75–88 頁。
- 杉村靖彦 (2006) 「悪・赦し・贈与：リクールとデリダの最後の論争」『宗教学会報』第 15 号、33–65 頁。
- Tongeren, Paul J.M. van. (2014). Salvation and creation: on the role of forgiveness in the completion of Paul Ricœur's philosophy. *International Journal of Philosophy and Theology*, 75(2), 169–182.
- Theobald, Christoph. (1995). La règle d'or chez Paul Ricœur: une interrogation théologique. *Recherches de Science Religieuse*, 83(1), 43–59.
- MacCammon, Linda. (2000). Jacques Derrida, Paul Ricœur, and the Marginalization of Christianity: Can the God of Presence Be Saved?. *Paul Ricœur and Contemporary Moral Thought*, Routledge, 187–211.
- Minani, Barthélemy Kabwana. (2016). *Pardoner à tout prix?: Du mal au pardon selon Paul Ricœur*, L'Harmattan.
- Orth, Stefan. (1999). *Das verwundete Cogito und die Offenbarung: Von Paul Ricœur und Jean Nabert zu einem Modell fundamentaler Theologie*, Herder, 404ff.
- 山野弘樹 (2024) 「赦し得ないもの」をめぐる赦しの在り処：リクール『記憶・歴史・忘却』における「留保としての忘却」概念の検討」『哲学』第 75 号、358–371 頁。
- 吉澤文尋 (2016) 「ポール・リクールの良心論：『他者としての自己自身』を中心に」『哲学・科学史論叢』第 18 号、137–157 頁。